

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 9 月 27 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700094 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700097 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 8 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A社に勤務し、平成 8 年 9 月 1 日に同社から関連会社のB社へ異動したが、この間 1 日の空白もなく継続して勤務していた。しかしながら、厚生年金保険の記録では、請求期間が被保険者期間となっていないので、平成 8 年 9 月 1 日を資格喪失日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、雇用保険の記録により、請求者のA社における離職日が平成 8 年 8 月 31 日となっていることが確認できることから、請求者が請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元事業主に照会を行ったものの、当該元事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除については、当時の資料がなく不明である旨回答している上、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求者が照会を希望した複数の元従業員に照会したが、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

さらに、オンライン記録によると、請求期間の翌月において、請求者と同様にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失後、B社で同資格を取得している者が4名確認できるところ、当該4名全員が月末に資格喪失した後、翌月1日付けで資格取得しており、厚生年金保険被保険者期間に1日の空白期間があることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。